

ISO 審議状況の要点 (2013 年 8 月 2 日から 2014 年 7 月 2 日までの変遷)

(1) 大気専門委員会 (TC146)

【2013 年度の調査以降に追加された規格】

- ① ISO/DIS 19694-1 : Stationary source emissions -- Determination of greenhouse gas (GHG) emissions in energy-intensive industries -- Part 1: General aspects / 固定発生源排出-エネルギー集約型産業における温室効果ガス (GHG) 排出量の定量-第 1 部 : 総論
- ② ISO/DIS 19694-2 : Stationary source emissions -- Greenhouse Gas (GHG) emissions in energy-intensive industries -- Part 2: Iron and steel industry / 固定発生源排出-エネルギー集約型産業における温室効果ガス (GHG) 排出量の定量-第 2 部 : 鉄鋼業
- ③ ISO/DIS 19694-3 : Stationary source emissions -- Determination of greenhouse gas (GHG) emissions in energy-intensive industries -- Part 3: Cement industry / 固定発生源排出-エネルギー集約型産業における温室効果ガス (GHG) 排出量の定量-第 3 部 : セメント業
- ④ ISO/DIS 19694-4 : Stationary source emissions -- Determination of greenhouse gas (GHG) emissions in energy-intensive industries -- Part 4: Aluminium industry / 固定発生源排出-エネルギー集約型産業における温室効果ガス (GHG) 排出量の定量-第 4 部 : アルミニウム業
- ⑤ ISO/DIS 19694-5 : Stationary source emissions -- Determination of greenhouse gas (GHG) emissions in energy-intensive industries -- Part 5: Lime industry / 固定発生源排出-エネルギー集約型産業における温室効果ガス (GHG) 排出量の定量-第 5 部 : 石灰業
- ⑥ ISO/DIS 19694-6 : Stationary source emissions -- Determination of greenhouse gas (GHG) emissions in energy-intensive industries -- Part 6: Ferroalloy industry / 固定発生源排出-エネルギー集約型産業における温室効果ガス (GHG) 排出量の定量-第 6 部 : 鉄合金業
- ⑦ ISO/AWI 12219-8 : Interior air of road vehicles -- Part 8: Handling and packaging of materials and components for emissions testing / 路上走行車の車内空気-第 8 部: 放散量試験用の材料及び部品の取扱と梱包
- ⑧ ISO/AWI 16000-34 : Indoor air -- Part 34: Strategies for the measurement of airborne particles (PM 2.5 fraction) / 室内空気-第 34 部 : 浮遊粒子の測定のための戦略 (PM2.5)
- ⑨ ISO/AWI 16000-35 : Indoor air -- Part 35: Measurement of polybrominated diphenylether, hexabromocyclododecane and hexabromobenzene / 室内空気-第 35

部：ポリ臭化ジフェニルエーテル，ヘキサブロモシクロドデカン及びヘキサブロモベンゼンの測定

- ⑩ ISO/AWI 16000-36 : Indoor air -- Part 36: Test method for the reduction rate of airborne bacteria by air purifiers using a test chamber / 室内空気-第36部：チャンバーを用いた空気清浄機の浮遊細菌の減少率試験方法

【2013年度調査以降に発行（出版）されたもの（概要はアブストラクトの和訳版）】

- ① ISO 17091 : 2013 : Workplace air -- Determination of lithium hydroxide, sodium hydroxide, potassium hydroxide and calcium dihydroxide -- Method by measurement of corresponding cations by suppressed ion chromatography / 作業環境大気-水酸化リチウム，水酸化ナトリウム，水酸化カリウム及び水酸化カルシウム-抑制イオンクロマトグラフィによる対応陽イオンの測定による方法 / 概要：ISO 17091:2013 は、フィルタに採取した粒子状水酸化物のイオンクロマトグラフィを用いた対応陽イオンの測定による作業大気中の水酸化リチウム (LiOH)、水酸化ナトリウム (NaOH)、水酸化カリウム (KOH) そして水酸化カルシウム [Ca(OH)₂] の時間荷重平均濃度の特定方法について規定している。エアロゾル採取方法については、ISO 7708 においても定義されているように、浮遊粉じんの吸入可能画分の採取から定点観測まで適応できる。本手法は、リチウムについては 0.005 mg から最低 2.5 mg/試料、ナトリウムとカリウムとカルシウムについては 0.01 mg から最低 5 mg/試料の質量についてそれぞれ適応できる。空気中の 粒子状 LiOH, NaOH, KOH 及び Ca(OH)₂ の濃度範囲は、測定方法が採取方法による使用者が選択する採取方法によって異なる。試料 1 m³につき、4 つ全ての水酸化物の測定範囲は、約 0,002 mg・m⁻³ から 20 mg・m⁻³ 未満である。また、4 つ全ての水酸化物について、30 L 試料では、測定範囲の下限値は約 0.1 mg・m⁻³ である。本操作では、仮に大気中に水酸化物とその塩が共に存在していたとしても、それらを区別することはない。もし陽イオンが水酸化物として単独で存在する場合には、その基本化合物について手法が特定される。すなわち、この状況においては、得られる結果は採取された空気中の水酸化物の最高濃度を示すこととなる。
- ② ISO 17734-1:2013 : Determination of organonitrogen compounds in air using liquid chromatography and mass spectrometry -- Part 1: Isocyanates using dibutylamine derivatives / 液体クロマトグラフィ及び質量分析法による空気中の有機窒素の定量-第1部：ジブチルアミン派生物を用いるイソシアナ酸塩 / 概要：ISO 17734-1:2013 は、作業環境大気中のイソシアナ酸の採取及び分析方法について規定した一般ガイダンスである。もしイソシアナ酸に加え、アミンやアミノイソシアネートの排出が疑われる場合には (e. g. PUR の加熱分解により) には、DBA やエチルクロロホルメートを用いて大気中のアミンやアミノイソシアネートの検出を行う (ISO 17734-2 参照)。本手法は、ガス態そして粒子状の幅広い多種のイソシアネートの特定

に適している。特定できる典型的な単官能イソシアネートは、イソシアン酸(ICA)、メチルイソシアネート(MIC)、エチルイソシアネート(EIC)、プロピルイソシアネート(PIC)、ブチルイソシアネート(BIC)、そしてフェニルイソシアネート(PhI)である。典型的な単量体のジイソシアネートには、1,6-ヘキサメチレンジイソシアネート(HDI)、2,4-及び2,6-トルエンジイソシアネート(TDI)、4,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート(MDI)、1,5-ナフチルジイソシアネート(NDI)、イソホロンジイソシアネート(IPDI)、そして4,4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート(HMDI)が含まれる。検知可能な多官能イソシアネートは、典型的にMDI重合体、polymeric MDI、ビウレット-、イソシアヌレート-、そしてアロファネート-付加体、そしてイソシアネートの半重合体の多量体である。装置検出下限値は、脂肪族イソシアネートでは約5 nmol/試料、芳香族イソシアネートでは約0.2 nmol/試料である。15 L 試料では、これはHDIで0.6 ng/m³、TDIで0.02 ng/m³にそれぞれ対応する。本手法を用いた5 L 試料の有効測定範囲は、TDIで約0.001 µg·m⁻³から200 mg·m⁻³である。

- ③ ISO 17734-2:2013 : Determination of organonitrogen compounds in air using liquid chromatography and mass spectrometry -- Part 2: Amines and aminoisocyanates using dibutylamine and ethyl chloroformate derivatives / 液体クロマトグラフィ及び質量分析法による空気中の有機窒素の定量—第2部：ジブチルアミン及びクロロ蟻酸派生物を用いるアミン及びアミノイソシアネート / 概要：ISO 17734-2:2013 は、作業環境大気中のアミン及びアミノイソシアネートの採取及び分析方法について規定した一般ガイダンスである。アミノ及びアミノイソシアネートの測定は、空気中のイソシアネートと共に測定することを強く推奨する (ISO 17734-1 参照)。本手法は、4,4'-メチレンジフェニルジアミン(4,4'-MDA)、2,4-及び2,6-トルエンジアミン(2,4-及び2,6-TDA)、そして1,6-ヘキサメチレンジアミン(1,6-HDA)などのアミンや、4,4'-メチレンジフェニルアミノイソシアネート(4,4'-MAI)、2,4-、4,2-、及び2,6-トルエンアミノイソシアネート(2,4-、4,2-、及び2,6-TAI)、そして1,6-ヘキサメチレンアミノイソシアネート(1,6-HAI)などイソシアネートとアミン基の両方を含む化合物の同時特定に用いることができる。本手法は、ガス相及び粒子相のアミン及びアミノイソシアネートの捕集に適している。装置検出下限値は、アミンで約5 nmol/試料、アミノイソシアネートで約0.3 nmol/試料である。これは、15 L 空気試料でTDAの0.4 ng·m⁻³、TAIの0.03 ng·m⁻³にそれぞれ対応する。
- ④ ISO 12219-5:2014 : Interior air of road vehicles -- Part 5: Screening method for the determination of the emissions of volatile organic compounds from vehicle interior parts and materials -- Static chamber method / 路上走行車の車内空気—第5部：車内部品及び材料からの揮発性有機化合物の放出測定のためのスクリーニング法—静的チャンバー法 / 概要：ISO 12219-5:2014 は、社内部品から車室内へ拡散するホルムアルデヒドやカルボニル化合物などの揮発性有機化合物 (VOCs)

のヘッドスペース型、静的チャンバー法について規定したものである。チャンバー排出試験は、車の内装に関する排出単位を組み立てレベルでの排出の特定を目的とするものである。また、排出テストチャンバー、試験試料の準備、揮発物の試料採取機材の設置、そして試験条件についても記述している。本手法は、車両の新しい社内部品に対して有効であるとともに、自動車内装材の組み立て過程や中古車の解体からの車内装材について、部品単位で適用される。試験目的によっては、マルチユニット一式にも適用可能である。もし本手法と小型チャンバー法 (ISO12219-4:2013) 間の単位成分排出量に関する確固たる情報が必要となるのであれば、排出チャンバーの動画モード操作を用いることができる。記載された VOCs 測定のための VOCs 分析方法 (ISO 16000-6) の有効濃度範囲は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ のやや下あたりから数 mg/m^3 である。本手法は、n-C6 から n-C16 の非極性あるいは微極性 VOC に適用される。幾つかの非常に揮発性な化合物 (VOC) や準揮発性な有機化合物 (SVOC) も分析できる (ISO 16000-6:2011 付属資料 D 参照)。ISO 12219-5:2014 は、既存の基準を補完するものであり、第三者の試験所や製造業者に以下を提供するものである。- 組み立てる部品単位の特定の VOC 排出の比較。- 特定の VOC データに関する部品単位での評価ならびに分類。- 材料と組立ての手法に関する相関関係の開発と検証のため、特定の VOC 排出データを供する。- 開発過程における”低排出”部品単位に関するプロトタイプの評価。

- ⑤ ISO 16000-21:2013 : Indoor air – Part 21: Detection and enumeration of moulds – Sampling from materials / 室内空気—第 21 部 : カビの検出及び計数—材料からのサンプリング / 概要 : ISO 16000-21:2014 は、建築材料のカビ採取に関する要件について規定したものである。規定された操作により、試料は顕微鏡もしくは ISO 16000-17 に従って培養した上での検出に供する。
- ⑥ ISO 16000-27:2014 : Indoor air -- Part 27: Determination of settled fibrous dust on surfaces by SEM (scanning electron microscopy) (direct method) / 室内空気—第 27 部 : SEM (走査電子顕微鏡法) (直説法)による表面上の堆積繊維状ダストの測定 / 概要 : ISO 16000-27:2014 は、表面上のダスト中の直径 $0.2 \mu\text{m}$ 以上の繊維濃度及び分特定の物質群への分類に関する指標とするための手法を規定したものである (e. g. クリソタイル、角せん石石綿、その他無機繊維)。主に屋内に適用されるが、一部屋外にも適用可能である。接着テープを用いた表面上ダストの採取技術について記述されている。また、採取された試料を走査電子顕微鏡で評価する分析手法について記述している。結果は単位面積あたりの石綿構造、もしくは 4 つの異なる負荷群に分類される。分析感度は、対象とする表面によっても異なるが、10 構造/ cm^2 ほどまで低く検出可能である。ISO 16000-27:2014 の適用にあたっては、アスベスト(石綿)あるいは線維構造は、アスベスト(石綿)あるいはその直径に関わりなく(その他、無機/有機)線維含有粒子と定義されている。記述される採取方法は限定されている。例えば、表面の種類(多少のでこぼこやひずみ)、そしてダスト層の厚さにもよる。ダスト層

が厚い場合には、他の方法で採取し、実際には粉末試料として分析することもできる。
表面上の堆積ダスト粒子の直径はほとんどの場合 1mm 以下であると推定されている。

- ⑦ ISO 16000-29:2014 : Indoor air -- Part 29: Test methods for VOC detectors / 室内空気－第 29 部 : VOC 検出器の試験方法 / 概要 : ISO 16000-29:2014 は、携帯型、移動型、そして遠隔型の室内もしくは生活環境空气中 VOC 濃度そして室内空気質の制御を行うための VOC 検出器の性能試験方法について規定したものである。ISO 16000-29:2014 の条項は、VOCs 検出器だけでなく、個々の VOC に関する検出器について網羅している。ISO 16000-29:2014 は、応答時間、安定性、測定範囲など、VOC 検出器の試験方法に関する要件のみについて記述したものである。
- ⑧ ISO 16000-31:2014 : Indoor air -- Part 31: Measurement of flame retardants and plasticizers based on organophosphorus compounds -- Phosphoric acid ester / 室内空気－第 31 部 : 有機リン化合物を基剤とする難燃剤及び可塑剤の測定－リン酸エステル / 概要 : ISO 16000-31:2014 は、室内空気及び試験室内空気中のリン酸エステルのガスクロマトグラフィ質量分析計を用いた試験方法について規定したものである。低分解能及び高分解能分光法の両者について基本的な操作手法の説明がされている。ISO 16000-31:2014 で説明されている手法は、物質中のリン酸エステルの測定には適さない。

(2) 水質専門委員会 (TC147)

【2013 年度の調査以降に追加された規格】

- ① ISO-CD 7027-1 : Water quality -- Determination of turbidity -- Part 1: Quantitative methods / 水質-濁度の測定-第1部: 定量法
- ② ISO/CD 7393-2 : Water quality -- Determination of free chlorine and total chlorine -- Part 2: Colorimetric method using N,N-diethyl-1,4-phenylenediamine, for routine control purposes / 水質-遊離塩素及び全塩素の定量-第2部: 日常管理のためのN,N-ジエチル-1,4-フェニレンジアミン比色法)
- ③ ISO/NP 15681-2 : Water quality -- Determination of orthophosphate and total phosphorus contents by flow analysis (FIA and CFA) -- Part 2: Method by continuous flow analysis (CFA) / 水質-流れ分析(FIA及びCFA)による正りん酸塩及び全りん含有量の定量-第2部: 連続流れ分析(CFA)による方法)
- ④ ISO/AWI 19340 : Water quality -- Determination of dissolved perchlorate -- Method using ion chromatography (IC) / 水質-溶解性過塩素酸塩の定量--イオンクロマトグラフィー (IC) を使用した方法)
- ⑤ ISO/WD TS 19620 : Water quality -- Determination of four chemical arsenic species -- Method using high-pressure liquid chromatography (HPLC) with inductively coupled plasma mass spectrometry (ICP-MS) / 水質-4種類の化学的形態別のヒ素の定量-高速液体クロマトグラフィー (HPLC) -ICP質量分析法 (ICP-MS) を使用した方法)
- ⑥ ISO/CD 8199 : Water quality -- General guidance on the enumeration of micro-organisms by culture / 水質-培養による微生物計数に関する一般指針
- ⑦ ISO/AWI 19040-1 : Water quality -- Determination of the estrogenic potential of water and waste water -- Part 1: Yeast estrogen screen (*Saccharomyces cerevisiae*) / 水質-水及び排水中のエストロゲン様物質の測定 - 第1部: 酵母によるエストロゲン活性試験法 (*Saccharomyces cerevisiae*)
- ⑧ ISO/AWI 19040-2 : Water quality -- Determination of the estrogenic potential of water and waste water -- Part 2: Yeast estrogen screen (*Arxula adenivorans*) / 水質-水及び排水中のエストロゲン様物質の測定-第2部: 酵母を用いたエストロゲン活性試験法 (*Arxula adenivorans*)
- ⑨ ISO/AWI 19040-3 : Water quality -- Determination of the estrogenic potential of water and waste water -- Part 3: In vitro human cell-based reporter gene assay / 水質-水及び排水中のエストロゲン様物質の測定 - 第3部: ヒト細胞に基づくインビトロ レポーター遺伝子アッセイ
- ⑩ ISO/WD 19827 : Water quality -- Determination of the acute toxicity to the freshwater rotifer *Brachionus calyciflorus* / 水質 - 淡水ワムシ *Brachionus*

calyciflorus に対する急性毒性試験

- ⑪ ISO/NP 5667-16 : Water quality -- Sampling -- Part 16: Guidance on biotesting of samples / 水質—サンプリング—第 16 部 : 試料の生物試験の指針
- ⑫ ISO/CD 5667-24 : Water quality -- Sampling -- Part 24: Guidelines for the auditing of water quality sampling / 水質—サンプリング—第 24 部 : 水質のサンプリングの監査のための指針

【2013 年度調査以降に発行（出版）されたもの（概要はアブストラクトの和訳版）】

- ① ISO 15923-1:2013 : Water quality -- Determination of selected parameters by discrete analysis systems -- Part 1: Ammonium, nitrate, nitrite, chloride, orthophosphate, sulfate and silicate with photometric detection (水質—離散分析システムによる選択パラメータの求め方—第 1 部 : 光度検出によるアンモニウム, 硝酸塩, 亜硝酸塩, 塩化物, オルトリン酸塩, 硫酸及びケイ酸) / 概要 : ISO15923-1:2013 は、アンモニウム塩、硝酸塩、亜硝酸塩、塩化物、オルトリン酸塩、硫酸塩、およびケイ酸塩を測定するための個別分析法を用いた分光光度と濁度測定 of 自動計測システムである。この適用分野は、地下水、飲料水、表層水、排水、浸出水、およびボイラー用の水である。
- ② ISO 17289:2014 : Water quality -- Determination of dissolved oxygen -- Optical sensor method (水質—溶存酸素の定量—光学センサ法) / 概要 : ISO17289:2014 は蛍光クエンチングに基づいて作動するセンサを用いて水中の溶存酸素を測定するための光学的方法である。1 リットルあたりのミリグラムで溶存酸素か飽和パーセント (%溶存酸素)、またはその両方を測定することができる。使用する機器によるが、製造業者の説明書に従い 0.1 mg/L 又は 0.2 mg/L の検出限界を達成することができる。ほとんどの装置は 100 パーセント以上、すなわち過飽和状態の測定が可能である。備考 過飽和は、酸素分圧が空気中よりも高い場合に可能である。特に藻類の繁茂状態の場合、200%の過飽和まで可能である。100%よりも高い結果が測定される場合は、試料の輸送及び測定中に酸素ガスの放出を防止するための配慮をすることが不可欠である。同様に、溶存酸素が 100%未満である場合、試料への酸素の移行を防止することが重要である。この方法は、ラボでの分析だけでなく、現場での溶存酸素の連続モニタリングにも適している。この方法は、強く着色し濁った水、また、鉄やヨウ素固定物質によりウインクラード法が適さない水に対して好ましい方法の一つである。これらは ISO5813 で規定されているヨウ素還元法での干渉を受ける。この方法は、飲料水、天然水、排水、および塩水に適している。海や河口水域などの塩水に使用した場合は、塩分濃度の補正は、酸素の濃度測定に不可欠である。
- ③ ISO 17378-1:2014 : Water quality -- Determination of arsenic and antimony -- Part 1: Method using hydride generation atomic fluorescence spectrometry (HG-

AFS) (水質-ヒ素及びアンチモンの定量-第1部:水素化物発生原子蛍光分光法(HG-AFS)による方法) / 概要: IS017378-1:2014 は、ヒ素およびアンチモンを決定するための方法を規定している。この方法は、飲料水、地表水、地下水や雨水にも適用可能である。IS017378-1:2014 の適用範囲は $0.02 \mu\text{g/L}$ から $100 \mu\text{g/L}$ の範囲で直線性がある。適用範囲よりも高い濃度でヒ素またはアンチモンを含有する試料は、適当な希釈後に分析することができる。一般的に海水は、IS017378-1:2014 の範囲外である。海水試料は、試料をバリデーションすることで、標準添加法を用いて分析することができる。この方法は、有機ヒ素化合物または有機アンチモン化合物を検出しにくい。この方法の感度は、選択された操作条件に依存する。

- ④ IS0 17378-2:2014 : Water quality -- Determination of arsenic and antimony -- Part 2: Method using hydride generation atomic absorption spectrometry (HG-AAS) / 水質-ヒ素の定量-第2部:水素化物発生原子吸光分光法(HG-AAS) / 概要: IS017378-2:2014 は、ヒ素およびアンチモンを決定するための方法を規定している。この方法は、飲料水、地表水、地下水、雨水にも適用可能である。両元素の IS017378-2:2014 の適用範囲は、 $0.5 \mu\text{g/L}$ から $20 \mu\text{g/L}$ の範囲で直線性がある。応用範囲よりも高い濃度を含有する試料は、適当な希釈後に分析することができる。一般的に海水は、IS017378-2:2014 の範囲外である。海水試料は、試料をバリデーションすることで、標準添加法を用いて分析することができる。この方法は、有機ヒ素化合物または有機アンチモン化合物を検出しにくい。この方法の感度は、選択された操作条件に依存する。
- ⑤ IS0 13163:2013 : Water quality -- Lead-210 -- Test method using liquid scintillation counting / 水質-第210部-液体シンチレーション計数による試験方法 / 概要: IS013163 は、液体シンチレーション計数(LSC)を用いて、すべてのタイプの水試料における鉛210(^{210}Pb)放射能濃度の測定を規定します。原水と飲料水のためには、試料はラドン222(^{222}Rn)から ^{210}Pb への成長を最小化するために、脱気する必要があります。現在利用可能な液体シンチレーションカウンターを用いると、この試験方法は、 20mBq/L から 50mBq/L 未満の ^{210}Pb の放射能濃度を測定することができます。これらの値は、計数時間として180分から720分、試料量として0.5から1.5リットルを用いて達成することができます。より高い ^{210}Pb 濃度は、試料を希釈または小分けにすること、またはその両方により測定することができます。この分析方法を水試料に適合することはラボの責任です。
- ⑥ IS0 13164-1:2013 : Water quality -- Radon-222 -- Part 1: General principles / 水質-ラドン222-第1部:一般原則 / 概要: IS013164-1:2013 はラドン222の放射能濃度の測定のための、あらゆる水試料におけるサンプリング、パッケージング、および輸送のための一般的なガイドラインを提供する。試験方法は、2つのカテゴリに分類される。A) あらゆる相移転のない水試料の直接測定 (IS013164-2を参照)。B) ラドン222が水相から別の相へ移転する間接的な測定 (IS013164-3を参照)。この試験方法

はラボ又はオンサイトのいずれかで適用することができる。この分析方法を水試料に適合することはラボの責任である。

- ⑦ ISO 13164-2:2013 : Water quality -- Radon-222 -- Part 2: Test method using gamma-ray spectrometry / 水質—ラドン 222—第 2 部：ガンマ線スペクトロメトリによる試験方法 / 概要 : ISO13164-2:2013 は、直接ガンマ分析による短寿命崩壊後の水試料中のラドン-222 の放射能濃度を測定するための方法を規定する。この試験方法では、現在入手可能なガンマ線計測器により、1 リットルの試料で、1 リットル当たり数 Bq/L から数十万 Bq/L の範囲でラドン 222 の放射能濃度を測定できる。この試験方法は、飲料水試料にも使用することができる。この分析方法を水試料の未試験マトリックスに適合することはラボの責任である。付属書は、飲料水のモニタリングに要求される感度を満たすために必要な条件に関する指示を与える。
- ⑧ ISO 13164-3:2013 : Water quality -- Radon-222 -- Part 3: Test method using emanometry / 水質—ラドン 222—第 3 部：エマノメトリによる試験方法 / 概要 : ISO13164-3:2013 は、脱ガス分析による水相から気相へ移動後の水試料中のラドン-222 の放射能濃度を測定するための方法を規定する。それは 1 時間未満で行われる迅速測定として推奨される。この試験方法では、現在入手可能なガンマ線計測器により、100 ミリリットルの試料で、1 リットル当たり 0.1Bq/l から数十万 Bq/L の範囲でラドン 222 の放射能濃度を測定できる。この試験方法は、飲料水試料にも使用することができる。この分析方法を水試料の未試験マトリックスに適合することはラボの責任である。この試験方法は、フィールドサイト上またはラボで適用することができる。付属書 A と B は、飲料水のモニタリングに要求される感度を満たすために必要な条件に関する指示を与える。
- ⑨ ISO 14189:2013 : Water quality -- Enumeration of Clostridium perfringens -- Method using membrane filtration / 水質—ウェルシュ菌の計数—膜ろ過による方法 / 概要 : ISO14189:2013 は、ヒトが意図的に消費した水試料中のメンブランフィルター過法による植物細胞とウェルシュ菌の孢子の計数のための方法を規定する。しかしながら、この方法は、濾過を妨害する微粒子またはコロイド状物質を含まないあらゆる種類の水試料に対しても適用される。
- ⑩ ISO 17994:2014 : Water quality -- Requirements for the comparison of the relative recovery of microorganisms by two quantitative methods / 水質—2 種の定量的方法による微生物の相対的回復の比較のための要求事項 / 概要 : ISO17994:2014 は、ISO/ TR13843 に従って性能評価が確立された方法と同じターゲットグループや微生物の種を定量化しようとする方法の 2 つを比較する評価手順を規定する。これは、比較のために選択された基準に照らして、2 つの定量方法の平均な相対的性能を評価するための数学的な基礎を提供している。それは、比較される方法の精度を評価するためのデータは提供しない。これは、方法の精度は、それらの性能評価の

一部として評価されることが適当である。ISO17994:2014 は、単一ラボにおける分析方法の性能評価の検証のための方法を提供していない。

- ⑪ ISO 16303:2013 : Water quality -- Determination of toxicity of fresh water sediments using *Hyalella Azteca* / 水質—ヨコエビ (*Hyalella azteca*) を使用する炭水沈殿物の毒性の測定 / 概要 : ISO16303:2013 は、14 日、および/または 28 日後の生存と成長阻害に基づく全底質中の若い *Hyalella azteca* への毒性を測定するための方法を規定する。この方法は下記に適用可能である。 a) 汚染された全淡水の底質試料において b)、化学、産業、あるいは都市の汚泥、または淡水の底質と結合したその他の固形廃棄物、及び c) 清浄な底質にスパイクされた化学物質や調剤。ISO16303:2013 は、淡水環境からの底質試料の分析にも適用することができる。 *Hyalella azteca* には慎重に適用することで、最大 15%まで汽水域の試験に使用することができる。ISO16303:2013 は 15%以上の塩分濃度を持つ海洋および河口環境の堆積物試料には適用されない。この方法は、上記に記載した底質試料タイプにおける、14 日および/または 28 日の生存と成長試験である。
- ⑫ ISO 16665:2014 : Water quality -- Guidelines for quantitative sampling and sample processing of marine soft-bottom macrofauna / 水質—軟質海底大型動物相の定量的サンプリング及びサンプル処理の指針 / 概要 : ISO16665:2014 は、海水中の潮下帯海域軟泥底の定量的な底生動物相の定量的な回収および処理に関するガイドラインを規定している。 ISO16665:2014 の範囲 : a) サンプリングプログラムの開発、b) サンプリング機器の要求事項、c) フィールド内のサンプリングとサンプル処理、d) 分類や種の同定、e) 収集および処理された素材の保存 ISO16665:2014 は、いくつかの要素に対応できる場合があるが、具体的には以下のように明確に対処していない。 バイオアッセイサブサンプリング; 深海 (>750 メートル) または沖合サンプリング; その場での動物相の研究、例えば、再コロニーアッセイ; サンプリング装置に捕獲された非底生生物; 河口のサンプリング; 潮間帯のサンプリング; 底生物相のサンプリングと分析; 浚渫船やそり (sledge) によるサンプリング; 自己完結型の水中呼吸装置 (SCUBA) サンプリング; 統計的なデザイン。 決定された位置精度は、地理的エリア、使用された設備や調査目的によって決定される。